

連絡協議会の規約改正について

本州四国連絡高速道路株式会社から令和6年4月1日付で社内規程改正に伴う業務所掌の変更により、所掌組織が変更された旨の連絡が事務局にありましたので、下記のとおり、規約改正の提案させていただきます。

記

1. 規約の改正について

今般の本州四国連絡高速道路株式会社の組織改正に伴う協議会の規約改正については、以下のとおり取り扱うものとする。

規約改正については、下記の委員名簿の規約改正案について、特段のご意見等がない場合は、協議会の書面開催の結果通知日で規約を改正する。

連絡協議会の規約改正案

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 委員名簿

(順不同)

委員 「本州四国連絡高速道路株式会社 業務部 道路管理課長」を「本州四国連絡高速道路株式会社 岡山管理センター 総務管理課長」に改める。